

# 学校事故の解決における損害賠償制度と 裁判の役割と限界

—学校教育活動が有する特性に着目して—

小柳 雅子\*

## 1. はじめに一問題の所在と本研究の目的・方法

### (1) 問題の所在

子どもを被害者とする学校事故は、学校教育に携わる者にとって常に大きな問題となってきた。学校事故の定義には諸説あるが、本稿において学校事故とは「学校教育活動及びそれと密接な関連を有する活動に伴って、児童・生徒が負傷しあるいは死亡する事故」<sup>1)</sup>である。学校事故は子ども達の身体・精神に時に重大な被害を与え、彼らの発達に対して大きな影響を与えてしまうものである。子ども達が、彼らの発達の機会として与えられる学校教育活動に関わって事故に遭遇する。それは本来あってはならないことである。したがって、学校教育に携わる者は可能な限り事故の発生を防止し、かつ、万が一事故が発生した場合には、被害者となってしまった子どもを速やかに救済し、平素と変わらぬ教育活動の再開を目指して邁進しなければならない。

そもそも学校事故は、たとえどれほどの防止策を講じていたとしても、その発生件数をゼロにすることは出来ないものである。何故なら心身共に未成熟な子ども達が日々集団的活動を行う場が学校であり、そこでの教育活動が、子ども達の発達を企図したものであるが故に常に何らかの危険を内包せざるを得ないためである。すなわち学校事故は教師らの行為、子ども自身の行為、あるいは学校施設の瑕疵等、様々な原因によって発生するが<sup>2)</sup>、いずれも「子どもの特性」「学校という場の特性」「教育という営みの特性」が深く関わっている<sup>3)</sup>。そして、それゆ

---

\* 教育学専攻 大学院生

えにその対応の難しさがあり、これらの特性をふまえない対応策は、かえって逆効果ともなりうるばかりか、学校教育活動そのものに対しても著しい影響を与えてしまうことにもなりかねない。

また学校事故は、一旦発生すると、(程度の差こそあれ)紛争という形態を取る場合が少なくない。すなわち、学校側と被害者である子ども側とが対立する紛争である。このような紛争がこじれ、また長期化してしまうことは、教育活動の萎縮や被害者の教育を受ける権利の侵害にも繋がりがねない。教育者と学習者の対立という図式を取るこの紛争は、学校教育の質を大きく後退させることになる。したがって早急に解決されることが必要であり、そのための有効なシステムが構築されなければならない。そこで、本稿では特に事故が発生してしまった後の過程、すなわち事故が解決に向かう段階に着目する。

学校事故が解決されたという状態は一体どのようなものか。究極的には、紛争解消のための結論に対して各当事者が納得した状態である。本稿では下村哲夫(監修)『学校事故的確な処理事例集』<sup>4)</sup>ならびに、学校事故研究会(編)『学校事故の事例と裁判』<sup>5)</sup>で取り上げられているケースに基づき、各当事者の納得をもたらす要件として、具体的に①被害者への物理的救済の保証、②被害者への精神的救済の保証、③事故の真相究明、④事故に対する責任の所在の明確化、⑤当事者間の信頼回復、⑥教育活動の再開、⑦事故再発防止策の検討・創出とその実現、の7つを規定し、これらが充足されている状態を、学校事故が解決された状態と見る。

学校事故が起きた時、事故の当事者達は上記7点を求めて、様々な手段・方法を用いる。その最も重要なものの1つが法制度(例えば損害賠償制度や、補償制度、情報公開制度、懲戒・分限制度)である。ところが、各法制度がこの役割を十分に果たすことが出来ていないケースが存在している。例えば、事故の被害者に対する補償が十分に行われていないケースなどである。

これまでの先行研究は、まさにこの点を問題としてそのようなケースの解消に向け、既存の救済制度や多くの学校事故判例を検討してきた。それらは新たな救済制度の策定を提案したり、判例の内容を分析することによって学校事故を予防するために教師や校長、教育行政等が尽くすべき安全義務や、望ましい被害者救済のための過失相殺の考え方を提起してきた<sup>6)</sup>。単に条文内容・趣旨との整合性

にのみ力点を置いたものではなく、学校教育の実態を考慮した上での安全義務、過失相殺等のあり方を描き出そうとしていた点が、これらの研究の大きな特徴である。また、現行制度の限界を、更なる制度構築や新たな法解釈によって超克しようとしていた姿勢——既存制度の機能強化を主張する点に特徴があったとも言える<sup>7)</sup>。

しかし、現実にはそれらの実現はまだ不十分である。先述のように事故発生後の対応のあり方を考える際には、「子どもの特性」「学校という場の特性」「教育という営みの特性」に配慮することが必要となる。しかし、既存の制度にはこれら学校事故の特質に対応しきれない部分があり、法制度が本来果たすと考えられる役割が制限される場合がある。新たな制度が策定されないことも問題だが、現行の法制度が本来果たすべきと期待されている役割が果たされていないケースが存在していることは、更に問題であろう。このような問題は、特に学校事故の裁判例の中に表れる。

そこで本稿では、学校事故の解決に用いられる法制度の中でも損害賠償制度と裁判に焦点を当て、両者が本来果たすべきと考えられる役割を明らかにする。次に、その役割が十分に果たされていないと考えられるケースについて、学校で行われる教育活動の特性に着目しながら分析し、どのような点が不十分なものとなっており、またそれによって学校事故の解決に対してどのような問題が生じるのかについて、近時の学校事故判例をもとに検討していく。

## (2) 本稿の目的と研究方法

本稿は、学校事故の解決に対する損害賠償制度と裁判の役割と限界について明らかにすることを目的とし、そのために①両者は事故解決にどのような役割を果たしうるか、そして②その役割は現在どのような点で制限され、それが学校事故の解決に対してどのような問題を生じさせることになるのかについて検討していくこととする。その際、近年の学校事故の判例、中でも教育者（教師、校長、学校設置者等）の損害賠償責任の有無が争われた判例を事例として取り上げることとする。「損害賠償制度」と「裁判」に着目する理由は以下の通りである。

従来から、損害賠償制度は学校事故の被害者を実質的に救済する方法である一

方、他の法制度で実質的な救済がかなわなかった場合、やむなく頼るものとされてきた<sup>8)</sup>。例えば補償制度は事故によって発生した損害を填補する機能を有しているが、これが不十分であった場合、被害者によって損害賠償請求が行われる場合がある。それは本制度が、(細かな点に違いは見られるものの)他の制度が持つと同じ機能を有し、同じような役割を果たすと期待されているためである。しかしながら、本制度は学校事故解決に目的を特化したものではないため、学校事故の特質に対応出来ない面が生まれる。実質的な解決手段として頼られる本制度の役割と共に、その限界を明らかにすることは、学校事故の速やかな解決にとって重要な課題である。

また損害賠償を求めて起こされた裁判の判例は近時も一定数が蓄積されており、損害賠償制度と裁判の限界、すなわち両者が学校事故の特質に対応しきれていないケースについて、具体例を挙げて論じることが可能である。なお、損害賠償請求を行うことは裁判過程を経ることに繋がるため、両者の役割・限界を実態的にとらえるためにも損害賠償制度と裁判を併せて論じることとした。

## 2. 学校事故の解決に対する損害賠償制度と裁判の役割

### (1) 損害賠償制度と裁判の一般的機能

損害賠償制度とは、学校事故によって生じた損害を賠償する責任があると判断される主体に対し、発生した損害に見合うだけの金銭的な賠償をさせるという制度である。賠償の対象となるのは物的な損害だけでなく精神的な損害も含まれる。学校事故における損害賠償責任の根拠となる法規は、事故態様や責任負担者によって異なるが、本稿では教師、校長、又は学校設置者に対し賠償責任を課すケース<sup>9)</sup>を取り上げる<sup>10)</sup>。損害賠償制度はその立法趣旨や実際のはたらきから(1)損害の填補機能(2)加害者への制裁機能(3)将来の不法行為抑止機能をその主たるものとして有しているとされる。ただし(2)と(3)の機能については、これを認めるべきかについて賛否両論ある。筆者は肯定的な立場を取るが、その理由は以下による。まず制裁機能については、従来、刑事責任と民事責任が分化することによって、制裁は前者に損害填補は後者にと機能の分担が行われたため、民事責任にこれを認めることは適切ではないとされていた。しかし損害を填補す

ることは、加害者に金銭的な負担を課すことであり、これが実際に制裁として機能すること等を考慮するに、損害賠償制度に制裁機能を認めないとするには無理がある<sup>11)</sup>。また一方、損害賠償責任が制裁として機能することで、潜在的加害者が注意深く行動したり、危険な行動を控えることとなり、結果的に事故の発生を防止することになる。したがって、将来の不法行為の抑止機能も同様に認められるべきである<sup>12)</sup>。

また、裁判は「『紛争』特に『法的紛争』－すなわち『権利』を根拠とする争い・目標の正当性の主張の争い－に対し、あらかじめ伝達されている判断基準に従って、その主張の正当性を判定して宣言すること、であり、そうして多くの場合には、その判定に基づいてその当事者に対し一定に命令を宣言すること－究極的にはその命令を強制すること－である。」<sup>13)</sup>これによって当該法的紛争に対して1つの決着が付けられることとなる。また、裁判という過程を通じることによって、何が原因で事故が起きたのか、その被害が事故によってもたらされたものか等、事故事実の詳細な説明が行われることとなる。もっとも説明が必要とされるのは、損害賠償責任の有無を判断するために必要な事実であり、裁判を通じたからと言って事故の全体像が全て明らかになるとは限らない。また裁判を起こすことは、それ自体被告となった者に対して制裁として働く場合がある。それは、裁判に訴えられるということが多くの場合、被告に対して社会的にマイナスの評価を与えられることとなるからである。

これらのことから裁判が有する機能としては(1)裁判所による公正な手続きを経た終局的な結論の獲得、(2)裁判を通しての事実の究明(3)裁判を起こすことそれ自体による制裁の発動を挙げることができる。

## (2) 学校事故の解決に期待される両者の役割

上述したように損害賠償制度は(1)損害の填補機能(2)加害者への制裁機能(3)将来の不法行為抑止機能をその主たる機能として有している。また裁判は(1)裁判所による公正な手続きを経た終局的な結論の獲得、(2)裁判を通しての事実の究明(3)裁判を起こすことそれ自体による制裁の発動をその機能として有している。これらの機能が学校事故の解決に要する7要件に対してどのような効果を

持ち、どのような役割を期待することが出来るのか。

まず第1に、被害者の救済（前掲の解決要件①②を充足）である<sup>14)</sup>。これは物理的、精神的共に保証されることが望ましいが、精神的な救済につながる条件はケースによって異なるため困難を伴うこともあると考えられる。

また、裁判という手続きを経ることにより、単に被害者を救済する以上の効果が期待出来る。損害賠償責任の有無を争う裁判によって、事故に対する責任の所在を明確にし、その責任の内容を定めるという役割である（解決要件④を充足）<sup>15)</sup>。この責任を問う、あるいは責任を取らせるという行為は、その後の学校事故発生防止に対する責任主体の明確化につながり、結果として効果的な事故防止策の創出を促すことになる。

さらに損害賠償責任の有無を定める裁判を通し、事故の真相をある程度追究することが出来る（解決要件③を充足）<sup>16)</sup>。事故の真相究明は、責任の所在を明らかにするためにも必要なことであり、更に真相究明によって被害者の感情が慰撫され、結果として精神的救済が保証される、または事故の真相に見合う物理的救済が保証されるなどの効果も併せ持っている。

### 3. 学校教育活動の特性からみた損害賠償制度と裁判の限界

2. で学校事故の解決に対する損害賠償制度と裁判の役割について論じたが、一方で期待されたとおりの役割を果たすことが出来ていないケースも多く存在している。そのようなケースが生じるのは何故なのだろうか。

要因として考えられるのは、両者がそもそも学校事故の紛争解決のみを目的としたものではないことである。損害賠償制度も裁判も、学校事故に限らずあらゆる問題の紛争解決に用いられる。それゆえに、学校事故がもつ特有の性質に対応しきれない点が生じることとなる。それはいわば、学校事故の解決に対する現行の損害賠償制度ならびに裁判の「限界」と呼べるものであろう。

以下では、損害賠償制度と裁判が本来果たすと考えられる役割が制限されてしまっているケースについて、近年の判例をもとに明らかにしていく。またそれが学校事故の解決にとってどのような問題点を持つかについても併せて論じていくこととする。本稿で取り上げる判例は右表の通りである<sup>17)</sup>。

<近年の主な学校事故裁判例>

No.	判決年月日	事故態様等	争点となった安全義務の履行主体	過失相殺	裁判の結果	出典
1	平成15年 1月29日	小学3年生が体育授業中にボールが顔面に当たって歯牙外傷	(1)授業担当教諭(2名) ● (2)校長 ●		原告敗訴	裁判所 DB
2	平成15年 2月10日	中学1年生が同級生からいじめを受ける	(1)本件中学校教諭ら(校長含む) ● (2)教育委員会 ●		原告勝訴(※1)	裁判所 DB
3	平成15年 3月26日	プールの清掃作業を行った小学5年生が、使用薬剤により皮膚炎に罹患	(1)清掃指揮教諭 ● (2)市 ●		原告勝訴	判タ1212号 265～271頁
4	平成15年 6月30日	中学1年生がラグビー部の練習中に熱中症に罹患して死亡	部活動顧問教諭 ●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	判タ1208号 121～132頁
5	平成15年 7月30日	高校1年生がプール授業中に逆飛び込みをし頭部強打で死亡	指導教諭 ●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	判時1834号 44～61頁
6	平成15年 8月29日	高校3年生が漁業実習で長期船酔いによる急速循環器不全で死亡	実習船船長 ● 指導教諭 ●	1割	原告勝訴	裁判所 DB
7	平成15年 10月8日	国立大学付属小学校3年生が床に落として割れた給食食器のかけらで右目を負傷	(1)小学校の教職員 ● (2)担任教諭 ● (3)養護教諭 ●	相殺の主張があったが認定されず(※2)	原告勝訴(※3)	判時1840号 49～71頁
8	平成15年 11月4日	小学校3年生が体育館内で別児童と衝突、負傷し、後遺障害が残った	(1)校長 ● (2)教諭ら		原告勝訴	判タ1162号 238～244頁
9	平成15年 12月25日	中学1年生が野球部の大会で待機中、他部員の投げたダンゴリで目を負傷し視力低下	(1)顧問教諭 ● (2)市 ●		原告敗訴	裁判所 DB
10	平成16年 1月13日	高校2年生が水泳部の自主練習中、逆飛び込みをして負傷	(1)校長 (2)顧問教諭 ●	4割	原告勝訴	判タ1164号 131～137頁
11	平成16年 4月28日	小学4年生が担任教諭の指示により、同級生から暴行を受ける	(1)担任教諭 ● (2)校長 ● (3)県教委・市教委 ●		原告勝訴	判時1860号 92～108頁
12	平成16年 5月28日	中学1年生が同級生からのいじめ、集団暴行によって死亡	(1)市 ● (2)当該中学校の教諭 ●		原告勝訴(※1)	判時1864号 3～91頁

13	平成16年 8月31日	小学4年生が帰りの解の時間に教室において同級生から鉛筆を投げつけられ、失明同然の後遺症を負う	担任教諭●		原告勝訴	判時1878号 123～128頁
14	平成16年 10月29日	私立高校1年生がクラブ活動のサッカーの試合中、落雷により負傷	(1)校長● (2)教頭● (3)引率者兼監督を務めていた教諭● (4)本来の顧問教諭		原告敗訴	判時1913号 66～91頁
15	平成17年 2月22日	小・中学校に渡り同級生からいじめを受け、転居して転校せざるを得なくなった	(1)本件小学校教員ら● (2)当該中学校教員ら●		原告勝訴	判タ1213号 267～286頁
16	平成17年 4月15日	小学5年生が担任教師からのいじめ行為にあう(※4)	担任教師●		原告勝訴	判タ1216号 123～132頁
17	平成17年 4月21日	高校1年生が野球部の練習中、他部員の放投したバットで左眼を失明	部活動顧問教諭●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	判時1896号 136～140頁
18	平成17年 6月6日	中学3年生が体育の授業中に倒れて後日死亡	(1)体育教諭● (2)養護教諭● (3)校長●	相殺の主張あり	原告敗訴	判タ1232号 290～298頁
19	平成17年 9月16日	高校3年生がラグビー部での活動中、熱中症になり翌日死亡	(1)監督を努めていた教諭● (2)コーチを務めていた講師●		原告勝訴	裁判所 DB
20	平成17年 9月28日	小学2年生が昼休みに校庭で、一輪車に乗っていた同校の児童に衝突され受傷	校長●		原告勝訴 (※5)	判タ1214号 251～267頁
21	平成17年 11月4日	小学校の養護学級1年生がPTSDを再発し不登校となった	(1)原学級担任● (2)校長●	6割	原告勝訴	判時1936号 106～116頁
22	平成17年 11月25日	高校1年生がボート部の試合で溺死	(1)顧問教諭(2名)● (2)試合運営責任者(=他校顧問)●		原告勝訴	裁判所 DB
23	平成17年 12月22日	中学生が同級生から暴行を受け受傷	本件中学校●		原告敗訴 (※6)	判タ1237号 285～293頁



学校事故の解決における損害賠償制度と裁判の役割と限界

24	平成17年 12月22日	(1)中学生がクラブ活動中に顧問教諭から背中を一度蹴られた。(2)中学校教諭に、授業中、「やくざ」と関連づけるコメントをされたこと、(3)それとはまた別の教諭が同級生の書いた顔に切り傷のある似顔絵を卒業文集に掲載し、これを配布した。(※いずれも被害者は同一人物)	(1)顧問教諭● (2)授業担当教諭● (3)担任教諭●		原告勝訴 (※7)	判タ1237号 285～293頁
25	平成18年 3月13日	私立高校1年の生徒がクラブ活動のサッカーの試合中、落雷により負傷	引率者兼監督を務めていた教諭●		原告勝訴 (原審差し戻し)	判タ1208号 85～89頁
26	平成18年 3月16日	私立高校2年の生徒が相撲部の練習中に倒れ、翌日死亡(※8)	監督を務めていた教諭●	相殺の主張あり	原告敗訴	判タ1241号 179～181頁
27	平成18年 3月28日	高校1年生がいじめを苦にして自殺	(1)県● (2)本件高校教員ら●	(※9)	原告勝訴	判タ1235号 243～259頁
28	平成18年 7月10日	私立高校の生徒が寮で上級生からのいじめによる集団暴行を受けて受傷	学校法人●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	判時1965号 122～146頁
29	平成18年 7月27日	小学5年生が水泳クラブの練習中に溺れ後遺障害が残った	指導担当教諭(2名)●		原告勝訴	裁判所DB
30	平成18年 8月1日	小学6年生が体育授業での組み体操の練習中、転倒して前歯を損傷	担当教諭ら●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	判タ1243号 248～258頁
31	平成18年 11月28日	高校2年生が野球部の捕球練習中に、バッティングの球を眼に受け受傷	顧問兼監督を務めていた教諭●	4割	原告勝訴	判タ1241号 189～197頁
32	平成18年 12月14日	私立高校2年生が相撲部の練習中に倒れ、翌日死亡(※8)	監督を務めていた教諭●		原告敗訴	判タ1241号 179～181頁
33	平成19年 3月28日	中学3年生がいじめを苦にして自殺	本件中学教員ら●		原告勝訴	判タ1237号 195～206頁

34	平成19年 5月24日	中学生が約2年間に渡るいじめを受けたことで統合失調症を発症	(1)本件中学教員● ●(※ただし中心的に言及されているのは担任教諭) (2)校長 (3)市教委職員		原告勝訴	判タ1248号 271～292頁
35	平成19年 5月29日	高校1年生がアメフト部の練習中に死亡	顧問教諭●		原告敗訴	裁判所 DB
36	平成19年 9月26日	中学校2年生がハンドボール部の夏期練習中、熱中症に罹患し死亡	(1)校長● (2)顧問教諭(複数名)●		原告勝訴	判時1997号 98～111頁
37	平成19年 11月9日	中学生が同級生から暴行を受け受傷	担任教諭● 本件中学校●		原告勝訴	裁判所 DB
38	平成20年 1月25日	小学4年生が水泳授業中に溺れる	(1)授業担当教諭(4名)● (2)校長		原告敗訴	裁判所 DB
39	平成20年 3月26日	高校1年生が柔道部の合宿で負傷し後遺障害が残る	(1)顧問教諭(2名)● (2)校長●	相殺の主張あり	原告敗訴	裁判所 DB
40	平成20年 3月31日	高校2年生がバスケット部練習直後に熱中症で倒れる(※8)	監督を務めていた教諭●	相殺の主張があったが認定されず	原告勝訴	裁判所 DB
41	平成20年 5月30日	小学5年生から小学1年までの間同級生からいじめを受けた	本件小学校●		原告敗訴	裁判所 DB
42	平成20年 4月18日	小学校3年生が朝自習の時間帯に離席して服のほこりを払おうとこれを頭上で振り回して、同級生の右眼にあててしまう	担任教諭●		原告敗訴	判タ1269号 117～120頁
43	平成20年 7月30日	高校3年生がテスト中の行為について事情を聞かれた後自殺	事情を聞いた教諭(5名)●		原告敗訴	裁判所 DB

※1：ただし、賠償責任を負ったのは加害生徒側。

※2：過失相殺の主張を行ったのは給食食器製造企業。

※3：ただし、賠償責任を負ったのは給食食器製造企業。

※4：本件では公務員たる担任教諭個人も被告となった。

※5：本件は控訴後、和解が成立。

※6：ただし、加害者ならびにその親権者とは和解が成立。

※7：ただし、賠償責任が認定されたのは(1)の件についてのみ。

※8：本件では監督を務めていた教諭個人も被告となった。

※9：本件では過失相殺は行われなかったが、いじめと自殺の因果関係がないと判示され、賠償額が減額された。

注1：上表は、平成20年8月までに刊行された「判例タイムズ」(表では「判タ」と略)ならびに「判例時報」(表では「判時」と略)に掲載された判例のうち判決年が平成15年～20年のものと、裁判所提供のデータベース(表では「裁判所DB」と略)に掲載されている判例のうち、判決年月日が平成15年1月1日から平成20年8月31日の期間内にあるものをまとめたものである<sup>18)</sup>。

注2：表中「争点となった安全義務の履行主体」のうち、末尾に「●」が付いているものは、争点となっただけでなく裁判所が判決にあたって具体的に安全義務の内容・範囲・有無について判断を下した主体を示す。

注3：「裁判の結果」の「原告」とは「事故の被害者本人」もしくは「事故の被害者の親族」、あるいは両者を指す。

### (1) 「教師個人の過失」問責の問題

損害賠償制度は、事故の発生や被害拡大という損害を賠償する責任があると判断される主体に対し、損害に見合うだけの金銭的な賠償をさせる制度である。賠償根拠となる法規は、事故態様や責任負担者によって異なるが、いずれも学校の教育活動が有する特性を考慮したものではない。そのため学校事故に適用された場合、問題が生じてしまう。

第1に、賠償責任認定のために「教師個人の過失」が問われることである<sup>19)</sup>。判例の多くはこの過失の有無を争点としている<sup>20)</sup>。「過失」とは、「損害発生の予見可能性があるのにこれを回避する行為義務を怠ったこと」<sup>21)</sup>を指す。したがって「教師個人の過失」は「予見義務」と「結果回避義務」のいずれかに違反があった場合に認定される<sup>22)</sup>。もっとも、多くの裁判では「教師個人の過失」が争点となるものの、賠償責任が課される主体は学校設置者となる。特に国公立学校で発生した事故については、判例において被告とされたケースはあるものの（判例15）、公務員たる教師個人に対しては賠償を求め得ないと言うのが原則である<sup>23)</sup>。これは国家賠償法1条1項に基づく賠償責任が学校設置者に認められた場合、教師個人に対し重疊的に賠償責任を課す必要性が乏しいと考えられているためである<sup>24)</sup>。しかし実際の賠償主体となる可能性が低くとも、責任認定のために「教師個人の過失」に着目せざるをえない点は問題である<sup>25)</sup>。それは、前述した法制度の役割のうち「事故に対する責任の所在の明確化」と「事故の真相究明」を不十分なものにする恐れがあるからである。

学校で行われる教育活動に伴って子ども達に降りかかる可能性のある危険を軽減ないし除去するための義務は、学校教育に携わる全主体、すなわち学校設置者、教育委員会、校長及び全教職員（あるいは保護者や地域住民までを）も含み込んだ組織的な安全義務として捉える必要がある<sup>26)</sup>。事故を引き起こした直接の原因は教師個人の何らかの行為にあったといえるかもしれないケースであっても、すべての原因を当該教師個人に帰責できるものではない。また学校教育に携わる全主体で事故を予防していくという視点を持つことによって、どの主体がどのような安全義務を尽くせばよいかという、立場と能力に応じた適切な役割分担が行われ、学校事故の発生予防やその後の対応について組織的な動きを取ることが可能

となる。

近年の判例の中でもいじめ事故については、このような点に着目した判断が下されることが多い。すなわち責任主体が一個人ではなく「〇〇小学校教員ら」など、学校教育に携わる複数の主体を責任主体と見る考え方である。例えば平成15年と19年の公立中学校におけるいじめ判例では、それぞれ責任主体が「校長をはじめとする本件中学校教諭、ひいてはその監督者である教育委員会」（判例2）や「教員ら」（判例33）とされているし、平成18年の判例では「〇〇高校は組織として被害者の問題を取り上げ、被害者の話を聞いたり助言する」などの措置が必要であったとして組織としての責任を追及している（判例27）。また、いじめ以外の判例として市立中学校のハンドボール部の男子生徒が熱中症で死亡したケースで、教師と校長それぞれの責任について触れ、特に後者については熱中症を予防するような体制づくりという組織的な取り組みの必要性にまで言及している（判例36）。

また、近年では行政機関の責任に触れた判例もある。プールの清掃作業により用いた薬剤で小学生の生徒が皮膚炎に罹患したケースで裁判所は、一方で指導に当たった教諭個人の責任について追及するとともに、被告市に「プール清掃の適切な方法について……（中略）周知徹底させるべきであった」と判示している（判例3）。

このように安全を保持するための義務を、教師個人だけに収れんさせず、複数の主体の責任を問う判例が近年多く見られる。しかし未だ、教師個人の過失にのみ焦点を当て、この有無を争点とする判例も存在している（判例4／5／13／16／17／25／26／31／32／35／40／42）。また、争点としては複数の主体の責任が取り上げられたものの、裁判所があえて個人の責任について重点的に言及しているものもある（判例8／10／34）。それは現行法制度の条文構成上「教師個人の過失」さえ立証されれば、他の学校教育に携わる主体の過失を問わずとも、賠償責任が認定されるからである。つまり、教師個人以外の主体についてその過失の有無を問う必要性は現行制度上乏しいのである。したがって事故発生防止責任の担い手が正しく判断されないケースは未だ存在する。このように実質的な責任主体が曖昧になってしまうことで、結果的に後の事故防止策の責任主体、実施主体に

不適切な偏りが生じうる。また、そのことが事故の真相究明にとって阻害要因として働くことが考えられる。「教師個人の過失」を問うということを必要とする現行の賠償責任制度によって、このような限界が生じてしまうこととなるのである。

## (2) 過失相殺における「子どもの不注意」の過度の問責

民法722条2項は「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」として過失相殺を定めている<sup>27)</sup>。過失相殺は賠償額の算定において、被害者の側にも何らかの落ち度があった場合にはこれを考慮し、賠償額の軽減を可能とする制度である。これは被害者の落ち度によって発生・拡大した損害についての責任までも加害者に負担させることは、著しく不公平であり、「損害の公平な分担」の理念に反するという考えから設けられたものである<sup>28)</sup>。したがって、損害の発生・拡大につき被害者にも落ち度があった場合、加害者が賠償すべき損害の範囲は、被害者の落ち度に応じて縮減される。

当初学説・判例共に、過失相殺によって相殺の対象となるべき「被害者の過失」は、加害者の過失と同質のものとして捉えられてきた<sup>29)</sup>。しかしながら学校事故に限らず多くの損害賠償請求裁判において賠償額が高額化してくる中、過失相殺がもつ調整的機能を重視し、その適用範囲の拡大を主張するものが判例・学説の中に現れた。学説でその先駆けと言われるのは加藤の「不注意」「事理弁識能力」の説である<sup>30)</sup>。加藤は過失相殺の対象となる被害者の過失を「不法行為の成立要件の場合のように厳格な意味ではなく、不注意によって損害の発生を助けたと言うことであり」「過失の程度が違おうとすれば、その前提となる弁識能力についても、加害者の責任能力のように、行為の結果として責任が生ずることの認識能力がある必要はなく、損害の発生をさけるのに必要な注意をする能力であればよい。したがって、未成年者の場合でも、責任能力よりは低く小学生程度で過失相殺を認めて良いと思われる」とした。一方、判例は過失相殺を行うために、上記事理弁識能力がなくとも、「被害者側」の過失を問うことによって、被害者本人の年齢とは無関係に過失相殺を行うことを可能とした<sup>31)</sup>。

このような流れに対し、加害者が責任を負うのと同じの基準によって過失相殺

を判断すべきであると主張する学説がある。能見は「損害の公平な分担」の理念が強調されてきたことを批判し、過失相殺の機能として、事故抑止・損害防止の機能を上げ、これらの機能にとって意味のない過失相殺は制限すべきであるとしている<sup>32)</sup>。また松原は、近年の過失相殺適用の拡大化傾向を「過失相殺の濫用」と批判している<sup>33)</sup>。

しかしながら現在、過失相殺判断の基準とされているのは、加藤の「不注意」並びに「事理弁識能力」の有無であり、学校事故の判例においてもそれは同様である。これまでの判例を概観すると相殺を肯定している事故の態様は様々であり、事故被害者の学年段階も多様である。いじめ自殺に関連した判例では「被害者側」の過失の法理を用い、自殺を防ぐ責任は遺族にもあったとして相殺が認められるケースもあった<sup>34)</sup>。一方近年の判例においては、過失相殺を認めている事例は少ない（判例6/10/21/31）が、被告から過失相殺の必要性について主張が展開されているものは多く存在している（判例4/5/7/17/18/26/28/30/39/40）。

例えば県立高校の野球部員が練習中に他部員があやまって放投してしまったバットによって、左目を失明してしまった事故につき、被告県は、「原告の受傷には、原告自身の過失が認められるのであり、この事実が損害額の算定に考慮されるべきである」と主張している（判例17）。また、市立中学校のラグビー練習中（クラブ活動）に熱中症に罹患して部員が死亡してしまった事故につき被告市は、仮に市自身に何らかの責任があったとしても「その過失割合は1割以下である。したがって損害賠償額については大幅な過失相殺がなされるべきである」と主張している（判例4）。いずれの事例とも裁判所は過失相殺を行わなかったが、学校事故全般について過失相殺の適用そのものを認めるべきではないとの判断を示してはいない。したがって今後発生した学校事故について、過失相殺が認められる可能性は未だ残存している。

だが学校事故において過失相殺の適用を認めることには問題がある。まず過失相殺の適用が、被害者への物理的救済の保証を不十分なものとする可能性があるためである。このことは現行制度の役割として考えられる「被害者の救済」を制限してしまう。

また「事故に対する責任の所在の明確化」という役割も、過失相殺はこれを制限してしまう可能性がある。過失相殺は「損害の発生をさけるのに必要な注意をする能力」を有し「不注意」によって損害の発生・拡大に被害者も寄与してしまった場合に適用される。ところが学校事故は、未成熟な子どもが彼らの発達の場として与えられている学校教育の場において彼らの成長のために実施される教育活動と深く関わって発生する。学校教育においては、子どもの成長発達のため、彼らにとって未知・未経験の事柄に挑戦をさせることが多くある。このような教育活動に対し、子どもが何を危険であるかを判断してそれに対処することは、積極的に期待出来るものではない。そもそも危険そのものをあえて経験させることで、子どもの成長を促すような教育活動も存在する。

また、もとより子どもは「不注意」を犯す存在であり、それを克服することによって心身共に健全な成長を遂げていく存在である。そして、学校が子どもの健全な成長発達を目的として存在している場であるならば、子どもの発達のためにむしろ「不注意」が許されている場でなければならない。子どもにとって許されているはずの「不注意」を彼らの「非」として扱い、過失相殺によって問責することは適切とは言えないし、学校教育の担い手が過失相殺を主張することも適切ではない。損害賠償制度と裁判の役割として期待されていた「事故に対する責任の所在の明確化」が、これによって果たされなくなる。両者に期待される役割がここでも制限されることとなるのである。

#### 4. おわりに一総括と今後の研究課題

本稿で明らかとなったのは以下の事柄である。まず、損害賠償制度と裁判は、学校事故の解決において(1)被害者の救済、(2)事故に対する責任の所在の明確化、(3)事故の真相究明という役割を期待されるものである。これらは、冒頭で規定した学校事故解決のための7つの要件、すなわち①被害者への物理的救済の保証、②被害者への精神的救済の保証、③事故の真相究明、④事故に対する責任の所在の明確化、⑤当事者間の信頼回復、⑥教育活動の再開、⑦事故再発防止策の検討・創出とその実現のうち、①～④を充足する上で効果を持つと考えられる。またそのような効果が発揮されれば⑤～⑦の要件も充たされる可能性がある。

このように損害賠償制度と裁判は、事故解決の要件に対して直接的、間接的に大きな役割を果たす。ところが、その役割が十分に果たされていないケースが存在している。その要因は、両者が共に学校事故の解決のみを目的としたものではないことにある。つまり学校事故が持つ特有の性質に対応しきれない部分が存在することにある。それが具体的に表れているものとして本稿では2点取り上げた。

1つは賠償責任が認定されるためには「教師個人の過失」さえ問えばよいという規定が、事故の発生防止責任の担い手が正しく判断されないケースを生むということである。これは損害賠償制度と裁判の役割(2)事故に対する責任の所在の明確化、(3)事故の真相究明を制限してしまう。第2は過失相殺によって「子どもの不注意」への問責が可能とされていることである。これにより賠償額が縮減される、あるいは健全な発達のために本来「不注意」を許されているはずの子どもの責任が問われることとなる。これにより(1)被害者の救済、(2)事故に対する責任の所在の明確化が適切に果たされないこととなる。

このような状況を解消するためには、学校事故解決に特化した法制度の策定が重要となり、これまで先行研究ではその具体案が幾つか提起されている。しかし、新たな法制度によっても、解決要件⑤～⑦を充足することは難しい。それは法制度に内在する以下の2つの特性が影響を与えるためである。

その1つは、法制度の適用によって解決可能な領域というもの、あらかじめ限定されているということである。橋爪は「法的な解決は、紛争を法の内部に写しとり、法判断によって裁定する。法判断は、当事者の力関係と独立に、事前に確立していたルールに基づく判断」であり、例えば「政治的紛争を政治的に解決せず、法的に解決することが出来れば、その分だけ政治制度は安定する。」と述べる<sup>35)</sup>。すなわち、法制度が解決に資することが出来るのは「法的紛争」の形、すなわち「紛争の遂行過程において、法的な規範に基づく根拠づけ(正しさ)を、めぐる争い(争論)が主要な要素となった」部分に限られる<sup>36)</sup>。法制度が目指すのは「法を用いて、ないし法的権利の実現・獲得を目指して行われる紛争」<sup>37)</sup>が解決した状態なのである。法的紛争の形を取った部分につき、その限りで「第三者による法的判断や裁定が可能となる」が「これは、法的争点に対する解決であっ



て、紛争自体の解決を達成するものとは限らない」<sup>38)</sup>のである。

第2は、法制度の一般性・普遍性は学校事故の個別性・特殊性を補いきれず、法制度の適用だけでは解決が難しくなるケースも存在するということである。それは本稿で取り上げた裁判がもつ特性とも関係している。裁判は当事者間で解決に行き詰まった法的な紛争に、一定の結論を与えてくれる。その結論である判決は、一般性・普遍性を有する法制度を厳密に解釈することによって生み出される。判決とは個々の紛争に対して裁判所が下す1つの終局的判断でありながら、必ずしも学校事故の当事者の個別具体的な納得を目指すものではない。したがって、個々の当事者が求める解決と、裁判所によって下された判決が必ずしも合致しないケースが生まれることとなる。

しかし本稿でみてきたように、損害賠償制度や裁判をはじめ、学校事故の解決に対して法制度が担う役割は決して小さなものではない。上記の特性も裏返せば、法制度しか持ち得ない固有な機能や解決可能な領域が存在すると言うことである。以上のことを踏まえると、学校事故の解決にあたっては、各法制度のあり方、法制度以外の解決システムのあり方、そしてそれぞれの関係のあり方に注目する必要があるだろう。これらを検討するためにはその前提として、事故が解決するまでどのような過程を経るのか、その過程においてどの主体がどのような動きをし、それが解決の要件に対してどのように作用するのが明らかにされる事が必要であるが、現在ほとんど未解明の状態である。また学校事故は、発生件数や被害の態様についてはある程度把握することが出来るが、その詳細な実態について知ることは困難である。できる限り多くのケースについてこれらを明らかにすると共に、その結果に基づき、各法制度を含め、学校事故を解決するための手段・方法が有機的に連関する学校事故解決システムについての考察を行うことが、今後の研究課題である。

## 注

- 1) 文部省・学校事故判例研究会「学校事故判例の動向と教師の責任」『季刊教育法20号』1976年、エイデル研究所、28頁における定義。
- 2) 先行研究においては①正課授業中の事故、②学校行事中の事故、③課外クラブ活動中の

事故、④休憩時間・放課後の事故、⑤教師等の懲戒・体罰・暴行行為、⑥いじめ、⑦学校施設の瑕疵による事故と類型化される事が多い。本稿の学校事故もこの7類型を含んでいる。

- 3) 学校事故が持つ特質については伊藤・織田が①教師の教育専門的活動との関わりにおいて生じる、②学校設置者に課された教育の条件整備との関わりの中で生じる、③子どもにとって事実上逃れがたい日常生活的な学校活動において生じる、④発達成長段階にあり学校という恒常的集団生活を営んでいる中で生ずるものであるとしている。伊藤進・織田博子『実務判例解説学校事故』1992年、三省堂、3頁。
- 4) 下村哲夫(監修)『学校事故の的確な処理事例集』1982年、文教書院
- 5) 学校事故研究会(編)『学校事故の事例と裁判』1977年、総合労働研究所
- 6) このような研究の代表的なものとして、伊藤進・織田博子『実務判例解説学校事故』1992年、三省堂、伊藤進『学校事故の法律問題－その事例をめぐって』1983年、三省堂、奥野久雄『学校事故の責任法理』2004年、法律文化社、青木宗也(他編)『学校事故』1984年、労働旬報社など。
- 7) 例えば1977年、国会に設置された「学校災害に関する小委員会」では学校災害補償法の立案が行われた(未立法化)が、同年発行の季刊教育法25号ではこれについての特集が生まれ、多くの研究者がこの立法の必要性を論じている。また最近では2004年に日本教育法学会学校事故問題特別研究委員会が「学校安全法」の草案を作成している。
- 8) 例えば学校事故研究会(編)『学校事故の法制と責任』1977年 総合労働研究所、11頁。
- 9) この他、生徒間で生じた事故の責任負担者として、加害生徒、加害生徒の両親が挙げられるが、本稿では学校設置者・教師個人・校長に対する賠償責任についての考察を中心に行うため、加害生徒、加害生徒の両親についての記載は省略する。なお加害生徒、加害生徒の両親についての賠償責任の根拠法規を含め、これを分かり易く表にしたものとして伊藤・織田(前掲書(3))、791頁
- 10) この3者を責任負担者とする規定は、まず大きく、教師等の故意・過失に基づいて責任が成立するものと、これを問題とせず、学校施設の瑕疵を理由に責任が成立するものとに分けられる。前者には、国公立学校の学校設置者に対する賠償責任を問う国家賠償法1条、私立学校の学校設置者に対する賠償責任を問う民法715条1項、私立学校の教師等個人に対する賠償責任を問う民法709条、児童・生徒間で発生した事故で教師や校長の責任を問う場合に問題となる民法714条2項、私立学校の校長の責任を問う民法715条2項がそれぞれ根拠規定として存在し、後者には、国公立学校の学校施設の設置・管理瑕疵を問題とする国家賠償法2条と、私立学校の学校施設の設置・保存瑕疵を問題とする民法717条の規定が存在する。また、民法415条の債務不履行規定に基づいて損害賠償が請求されるケースも増えている。
- 11) 窪田充見「不法行為法と制裁」磯村保ほか(編)『民法学の課題と展望－石原喜久夫先

生古稀記念』成文堂、2000年、699頁以下。

- 12) 内田貴『民法Ⅱ 債権各論』1997年、東京大学出版会、303頁
- 13) 川島武宜『川島武宜著作集第3巻 法社会学3-争いと法』1982年、岩波書店、247頁
- 14) 例えば事故による後遺障害の程度によっては、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金等の見舞金だけでは被害が填補されず、損害賠償によってこれが填補されるというケースがある。
- 15) 教育者の安全義務について判示された判例では、事故の発生・被害拡大防止のために誰がどのような責任を担うべきであったかが示されている。それらを包括的に検討したものととして、伊藤・織田（前掲書（3））
- 16) かつて中学校の修学旅行で生徒が旅館の除雪溝に転落して死亡した事故の裁判において、当初作成されていた事故報告書が不十分なものであることが明らかとなり、あらためて裁判の場で事故の真相究明が行われた。学校事故研究会（前掲書（5））、339～357頁。
- 17) 本稿では以下の条件を満たす学校事故判例を取り上げている。①教育者（教師、校長、学校設置者等）の賠償責任の有無が争われたものであること、②教育者の安全義務（本稿では事故発生防止・被害拡大防止に関わる何らかの義務）が争点となっているものであること、③小学校、中学校、高等学校（いずれも国公立私立問わず）で発生した事故を対象としたものであることである。そのため、例えば体罰判例などの中でも教師らの行為の違法性に焦点が当てられ、彼らの安全義務について争点となっていない判例については分析対象からは除外した。また、本稿では学校教育活動の特性に着目して判例分析を行うため、事故は学校教育機関で起きたものであることを要する。更に小学校、中学校、高等学校以外の教育機関（例えば幼稚園や大学、特別支援学校など）については、安全義務の履行主体やその内容、過失相殺についての議論について、（教育内容や学習者年齢の特殊性等から）特別にこれを扱う必要があるため今回はこれを除外した。
- 18) 裁判所提供データベースの URL は以下の通り。（2008.12.4最終確認）  
[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action\\_id=first&zhanreiSrchKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&zhanreiSrchKbn=01)
- 19) 具体的にここで問題としているのは①国公立学校の学校設置者に対する賠償責任を問う国家賠償法1条1項、②私立学校の学校設置者に対する賠償責任を問う民法715条1項、③私立学校の教師等個人に対する賠償責任を問う民法709条、④安全配慮義務違反を理由として責任を認定する民法415条である。
- 20) 教師等の懲戒・体罰・暴行行為については、既に教師の側に故意・過失のあることを前提として、教師等の行為が体罰に該当するか否か、該当しない場合当該行為の違法性が認められるかという点が主要な争点となる。
- 21) 内田（前掲書（12））、372頁

- 22) 過失とは「その終局において、結果回避義務の違反を言うのであり、且つ具体的状況のもとにおいて、適正な回避措置を期待しうる前提として、予見義務に裏付けられた予見可能性の存在を必要とするもの」である。東京地判昭和53年8月3日（判例時報899号48頁）
- 23) 公務員個人（教師個人）の賠償責任について学説は①否定説、②制限肯定説、③肯定説の3説に分かれている。現在の通説は①否定説である。①については古崎慶長『国家賠償法』1971年、有斐閣、199頁等、②については阿部泰隆『国家賠償法』1988年、有斐閣、664頁等、③については秋山義昭『国家補償法（現代行政法学会全集）』1985年、ぎょうせい、92頁等。一方判例は最高裁と下級審との間において違いが見られるが、最高裁は一貫して否定説を採用し続けている。
- 24) この点につき、個人にも賠償責任を課すことの出来る可能性が残っている私立学校の教師との不公平が問題となっている。
- 25) 例外とも言えるのがいじめ事故であるが、それはいじめ事故の被害がその場限りのものではなく、関係当事者が複数に渡り、被害の原因が多岐に渡るといふその特徴のためであろう。
- 26) この点について伊藤・織田は「教育に伴って生ずる危険から生徒の身体、生命の安全を保持する義務は、直接、教育活動を指導する教師個人にあることは言うまでもないが、それよりも第一次的には、教育組織としての学校自体であると解されよう……（中略）学校という組織の過失、あるいは学校組織の管理上の過失を問題としていくことが先決であることが容易に理解出来るであろう」と述べている。伊藤・織田（前掲書（3））、822頁
- 27) 民法418条にも同様の規定が存在する。両規定には文言に差異があるものの、学説は両者の扱いに差異を認めるべきではないとする。（内田（前掲書（12））、406～407頁
- 28) 加藤一郎（編）『注釈民法（19）』1965年、有斐閣コンメンタール、349頁
- 29) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為（復刻版）』1989年、日本評論社、210頁等
- 30) 加藤一郎『不法行為（増強版）』1974年、有斐閣、247頁
- 31) 最判昭和34年11月26日（民集13巻12号1573頁）・最判昭和42年6月27日（民集21巻6号1507頁）
- 32) 能見善久「過失相殺の現代的機能」『森島昭夫教授還暦記念論文集－不法行為法の現代的課題と展開』1995年、日本評論社、115頁
- 33) 松原哲「過失相殺『理論』の現状と課題」田山輝明（他編）『民法学の新たな展開－高島平蔵教授古稀記念』1993年、成文堂、670頁
- 34) 例えば中学3年生が同級生からのいじめによって自殺したケース（判例タイムズ746号116頁～）では、家族側の問題点も被害者の自殺を招きあるいは阻止しえなかった要因であるとして過失相殺を認めている。

- 35) 橋爪大三郎『言語派社会学の原理』2000年、洋泉社、127頁
- 36) 六本佳平「日本の法社会学における紛争処理研究の展開」日本法社会学会（編）『紛争処理と法社会学』1997年、有斐閣、3頁
- 37) 六本（前掲書（36））、3頁
- 38) 六本（前掲書（36））、4頁

# **The Role and Limit of Damage System and Justice to Solution of School Accident: Focusing on the Quality of School Education**

Masako KOYANAGI

The purpose of this paper is to clarify 1) the role of damage system and justice to solution of the school accident, 2) existence of the case that the role is limited by quality of school education.

(1)The role of damage system and justice to solution of the school accident

By the function, the role of damage system and justice to solution of school accident is 1)relief of victims, 2)clarification of responsibility to school accident and 3)investigation for the truth of accident. These meet the following requirements to solve the school accident, 1)guarantee of material relief to victim, 2)guarantee of mental relief to victim, 3)investigation for the truth of accident, and 4)clarification of whereabouts of liability for an accident.

(2)The case that the role is limited and problems to solution of the school accident

The limit of the role is caused by that the damage system and justice can't receive the quality of school education. Following two points were taken up in this paper.

To the first, the subject with the obligation to avoid accident is not correctly judged by only having to ask even individual teacher fault. As a result, the role of 2)clarification of responsibility to school accident and 3)Hunt for the truth of accident is limited.

Secondarily, child's carelessness is censured by the comparative fault. As a result, the amount of compensation is reduced or the responsibility of the child to whom carelessness is permitted for growth will be asked unjustified. As a result, the role of 1)Relief of victims, and 2)Clarification of responsibility to school accident is limited.